

小作争議の郡パネルデータ分析

——群馬、岐阜、京都、岡山を対象に——

有 本 寛
坂 根 嘉 弘

1. はじめに

本邦において、第一次大戦後から1940年代にかけて小作料や小作地の貸借権などを巡る小作争議が全国で多発し社会問題化した。本稿の課題は、この小作争議の発生の要因を農外労働市場との関連で定量的に検証することにある。これまでの研究史の中で小作争議の発生要因の理解については、大きく2つの見解がある。第一は、小作争議を農民的小商品生産と地主的土地所有との矛盾という視点から捉える伝統的見解である。栗原(1949)などに代表される、この「農民的小商品生産」論は、そもそも「農民的小商品生産」という概念の内容が明確でないことやそれがなぜ小作争議につながっていくのか論理的展開が不明であるという根本的難点をもっている。第二は農外労働市場の拡大が小作経営の機会費用を高めて争議に至るとする「機会費用」論である。この「機会費用」論は、坂根(1990)が、それまで小作争議理解の通説的位置を占めていた暉峻「費用価格」論(暉峻(1970))への批判として提起した。「費用価格」論は、第1次大戦後における小作農民の価値(「V」)意識化の過程として小作争議を把握したものであるが、坂根は、この「費用価格」論がマルクス主義経済学(「正統派」)特有の価値理解を含意しているとして批判し、価格レベルの問題として小作争議を機会費用の獲得として理解すべきことを主張した。その後、有本・坂根(2008)がこの機会費用論を農家の労働力配分モデルとして定式化し、かつ府県レベルのパネルデータを用いて検証した。

有本・坂根(2008)の定式化した機会費用論は、労働市場の拡大が農業経営の機会費用を高め、労働力の農外への移出を促し、小作地需要を低下させ、したがって小作料の下落圧力がかかり、その調整過程の摩擦が争議として発生する、というものである。本稿は、有本・坂根(2008)が府県レ

ベルのパネルデータを用いて行った機会費用論が含意する農外労働市場の拡大と小作争議の発生との関係を定量的に検証する試みを、岐阜、群馬、京都、および岡山を対象に、郡レベルで適用する。観察単位を府県レベルから郡レベルへと詳細化することで、より地域の個性を反映した綿密な検証を行えることが期待される。

2. データ

郡レベルの分析を行う場合、特に小作争議に関するデータの利用可能性の問題から、対象とする府県は限られる。本稿では、郡レベルの小作争議データが得られる岐阜、群馬、京都、岡山を対象とする。

岐阜県のデータ期間は、1918～27年である。「争議件数」は岐阜県小作官室(執筆者三島英二郎)『岐阜県に於ける農民運動史』1932年12月(岐阜県図書館所蔵)、その他はすべて『岐阜県統計書』を用いた。『岐阜県統計書』からは「兼業農家」に関する数値が得られないため、「農家戸数(副業)」を代わりに用いた。

群馬県のデータ期間は、1925～40年である。「争議件数」は『小作争議台帳』(群馬県立文書館所蔵)、その他は『群馬県統計書』を用いた。「世帯数」(非農家戸率の算出に利用)は、1925、30、35、40年の数値を用いて線形補間した。ただし、1940年の「世帯数」については、『群馬県統計書』に誤植があるため、代わりに『国勢調査』を用いた。市町村合併の関係から、伊勢崎市は佐波郡と、高崎市は群馬郡と、桐生市は山田郡と合算して処理した。

京都府のデータ期間は、1933年を除く1926～32年、1934～35年である。「争議件数」は京都府『小作争議表』(京都府立総合資料館所蔵)、その他は『京都府統計書』を用いた。1933年が欠けているのは、この年の『小作争議表』の所在が確認

できないためである。郡を超えた市町村の編入があった郡は別の郡として捉えている⁽¹⁾。

岡山県のデータ期間は、1918～27年である。「争議件数」は農民運動史研究会編『日本農民運動史』1989年、御茶の水書房、523頁（原資料は

『岡山県累年小作事情調査表』であるが、筆者は未見）、その他は『岡山県統計書』を用いた。1927年の「家計数」については『岡山県統計書』に数値がないため、『国勢調査』の1925年と1930年の数値を用いて線形補間した。市町村合併の関

表1 小作争議の類型

争議目的・要求	内容
1. 小作料	小作料の額または支払いを巡る争議
小作料額	小作料の減額または増額を巡る争議
小作料支払	滞納・未納小作料の支払いを原因・請求した争議
2. 土地返還	地主が土地返還を要求している争議
滞納	滞納、減額拒否を理由に土地返還を要求した争議
自作	地主または新地主による自作を理由とした土地返還を巡る争議
転用・売却	宅地・道路等への転用・売却を理由とした争議。主に都市的用途への転用。区画整理も含む。転用のための売却と、地主困窮による売却が混じる。
その他	その他の理由で土地返還を要求した争議。契約・調停条項違反、転貸、管理不十分、前小作人の耕作請求、契約満了、小作人による土地買取要求、小作人変更、小作人の組合加入、地主の土地差し押さえなどを理由とした争議
不明	土地返還を要求しているが、その理由が不明な争議
3. その他	その他の争議
4. 不明	目的・要求が不明な争議

注) 作表に際して、品部義博「小作調停にみる土地返還争議の諸相」『土地制度史学』84、1979年を参照した。

係から、岡山市と御津郡を合算して処理した。

群馬県および京都府については、個別の小作争議について詳細が判明するため、争議の目的や要求に基づき、ある程度争議を類型化することができる。争議の目的・要求類型は、大きく小作料額、小作料支払、土地返還、その他、不明に分類し、土地返還争議についてはさらに滞納、地主自作・新地主自作、転用・売却、その他、不明に細分類した(表1参照)。ただし、この類型については以下の注意が必要である。第一に、要求が真意と一致していない可能性がある。例えば土地返還(地主自作)に分類される争議であっても、本当に自作をするのか、それとも単に小作料減額要求を拒否する戦術として自作をほのめかしているのかは不明である。この場合、おそらく当時であっても本人以外には要求の真意は不明なため、ここでは掲げられた要求を尊重した。第二に、資料に記載されている原因と要求は、争議表記載者の主観的な判断が紛れ込み、年や記載者によっては基準が統一されていない可能性がある。第三に、同じ目的であっても争議の段階によって要求が異なる

可能性がある。例えば、小作料減額を目的とする争議は、当初は単なる小作料額を巡る争議として発露するが、それがこじれれば小作農は小作料の滞納をするであろう。地主が滞納小作料の支払いを求めて争議を起こす場合には「小作料支払」に分類される。さらに深刻化すれば、地主は土地返還を求めるであろう。このように、同じ小作料減額を目的としていても、要求としては小作料額、小作料支払、土地返還のいずれにも発現する可能性がある。したがって、ここでの分類はあくまで便宜的なものであることを留意しておきたい。

岐阜、群馬、京都、岡山の各府県の郡別小作争議発生件数を表2～表5に示す。また、争議の詳細が判明する群馬県と京都府については、類型別の争議件数を表6、表7に示す。

3. 労働市場と小作争議概況

本節では、個別の小作争議の詳細な情報が得られる群馬県および京都府について、労働市場の動向と小作争議の概況を概観する。

表2 岐阜県における小作争議発生件数（1918～27年）

	1918	1919	1920	1921	1922	1923	1924	1925	1926	1927	計
岐阜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大垣市	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
稲葉郡	4	26	12	40	3	18	21	30	27	6	187
羽島郡	3	2	0	40	2	6	4	7	15	2	81
海津郡	1	1	3	4	3	1	5	11	10	5	44
養老郡	4	3	9	14	7	0	3	11	4	1	56
不破郡	2	4	6	12	1	7	0	12	4	3	51
安八郡	7	5	22	66	11	12	14	60	53	21	271
揖斐郡	4	15	20	60	9	9	11	32	37	25	222
本巣郡	9	32	25	69	6	32	11	58	84	37	363
山県郡	9	10	7	29	4	1	3	7	2	2	74
武儀郡	3	10	4	28	0	1	1	16	3	0	66
郡上郡	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
加茂郡	0	3	2	36	2	1	1	2	0	4	51
可児郡	1	2	1	45	4	8	4	12	4	0	81
土岐郡	0	1	0	17	1	9	3	0	0	0	31
恵那郡	0	1	2	8	0	1	0	1	1	0	14
益田郡	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4
大野郡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉城郡	1	0	0	2	0	2	0	0	0	0	5
計	48	115	113	475	53	108	81	259	248	106	1606

出典）岐阜県小作官室（執筆者三島英二郎）『岐阜県に於ける農民運動史』1932年12月（岐阜県図書館所蔵）。

表3 群馬県における小作争議発生件数（1925～40年）

	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	計
勢多郡	0	3	1	0	1	8	20	13	10	10	18	30	27	12	6	5	164
群馬郡	0	4	5	1	4	2	19	12	10	19	26	45	49	10	15	5	226
多野郡	0	0	0	0	0	0	3	1	1	2	20	21	14	3	7	0	72
北甘楽郡	0	0	2	1	3	2	2	3	1	8	4	17	13	8	1	3	68
碓氷郡	1	0	0	1	0	0	1	2	1	1	7	16	17	1	5	1	54
吾妻郡	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	5	6	0	2	0	15
利根郡	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	7	18	3	0	2	35
佐波郡	0	0	2	10	1	4	8	3	4	6	7	10	19	11	2	0	87
新田郡	1	23	17	28	29	28	25	24	49	22	21	33	26	12	6	4	348
山田郡	1	9	3	5	3	2	1	4	7	3	11	19	20	3	4	2	97
邑楽郡	0	5	0	1	2	0	0	1	2	2	6	15	11	2	3	3	53
前橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	3
計	3	44	30	48	43	46	80	63	86	75	123	219	221	65	51	25	1222

出典）『小作争議台帳』（群馬県立文書館所蔵）。

注）伊勢崎市は佐波郡に、高崎市は群馬郡に、桐生市は山田郡に含まれる。

表4 京都府における小作争議発生件数（1926～35年）

	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	計
京都市	3	3	1	6	3	7	9	N.A.	14	13	59
伏見市	—	—	—	0	0	—	—	N.A.	—	—	0
愛宕郡	0	0	1	2	0	0	1	N.A.	0	0	4
葛野郡	7	4	3	9	3	3	0	N.A.	0	0	29
乙訓郡	8	3	3	6	4	12	3	N.A.	13	4	56
紀伊郡	8	6	4	5	2	—	—	N.A.	—	—	25
宇治郡	1	0	2	0	1	0	1	N.A.	2	1	8
久世郡	8	6	3	2	4	3	2	N.A.	11	0	39
綴喜郡	14	2	17	6	9	27	5	N.A.	23	8	111
相楽郡	39	8	4	8	1	23	15	N.A.	17	1	117
南桑田郡	16	24	15	17	13	18	2	N.A.	6	14	125
北桑田郡	0	0	0	1	0	14	0	N.A.	5	2	22
船井郡	8	0	5	2	1	5	0	N.A.	2	0	23
天田郡	0	0	0	1	5	3	1	N.A.	9	0	19
何鹿郡	0	0	2	0	2	3	0	N.A.	1	4	12
加佐郡	0	0	0	0	4	0	2	N.A.	2	0	8
與謝郡	0	0	2	11	7	13	5	N.A.	7	10	55
中郡	3	1	2	0	0	4	0	N.A.	6	1	17
竹野郡	4	0	0	0	0	1	0	N.A.	4	0	9
熊野郡	0	0	0	0	0	0	0	N.A.	0	0	0
計	119	57	64	76	59	136	46	N.A.	122	58	738

出典）『小作争議表』（京都府立総合資料館所蔵）。

注）1933年は原資料がないため、欠けている。

3.1. 群馬県の労働市場と争議概況

群馬県では、小作経営の機会費用を高騰させるような、主要な代替的就業機会としては、養蚕（在宅）、製糸業では座繰（在宅）と器械製糸工場への通勤（在宅外）、織物業では賃織（在宅）と力織機工場への通勤（在宅外）が想定できる⁽²⁾。少なくとも1920年代前半にかけては、これら副業の好況により、機会費用争議が発生したことが記述資料よりうかがえる。農林省農務局編『地方別小作争議概要』には、「伊勢崎相生（桐生か一筆者）ノ機業地附近ニアリテハ機業ノ景気不景気ニ左右セラレ、景気良ク労力欠乏ノ年ニ減額要求多ク、本年ハ機業界沈滞セル為争議比較的小ナシ」（大正13年版）、「本県ノ争議ハ前橋、高崎、伊勢崎等ノ都市又ハ機業地ノ附近町村ニ多ク発生ス」（大正15年版）などの記述があり、副業の隆盛による機会費用の高騰が小作争議へと繋がったことを物語っている⁽³⁾。以下、養蚕・製糸・織物業に

ついてそれぞれ個別にやや詳細にみてみよう。

まず、養蚕は農業部門の一部であったため、養蚕への従事が小作経営と競合することは明らかである。特に春蚕労働は春季の農業労働のピークと重なり、明治以降養蚕生産の拡大を制約する一大要因であった。夏秋蚕生産における技術的な安定度の高まりと養蚕家へのその普及は、明治中後期より夏秋蚕生産の急速な拡大を促していった⁽⁴⁾。これにより、春季の農繁期労働と春蚕労働との競合は緩和されることになったが、それでも繭価の高騰時には、農業投下労働の機会費用を高める要因になったと考えられる。

製糸については、1920年代にはかつての座繰製糸王国であった群馬県でも、在宅の座繰製糸はすでに衰退し、1925年には生産額の3%程度でしかなかった⁽⁵⁾。一方、座繰製糸に代わって隆盛した器械製糸では、工女の通勤兼業というかたちで農作業と競合していたと考えられる。例えば1927年

表5 岡山県における小作争議発生件数（1918～27年）

	1918	1919	1920	1921	1922	1923	1924	1925	1926	1927	計
御津郡・岡山市	0	0	1	6	7	2	1	1	1	3	22
赤磐郡	0	0	1	4	12	12	6	7	2	1	45
和気郡	0	0	4	3	17	3	5	3	2	3	40
邑久郡	0	0	0	2	4	9	11	7	0	4	37
上道郡	0	0	0	0	13	6	6	9	5	4	43
児島郡	1	0	0	4	8	5	9	4	5	4	40
都窪郡	0	1	1	2	7	5	6	12	7	2	43
浅口郡	0	0	0	4	10	7	4	2	3	2	32
小田郡	0	1	1	2	5	6	0	0	3	3	21
後月郡	0	0	0	2	2	1	1	0	0	1	7
吉備郡	0	0	1	0	1	2	5	2	0	0	11
上房郡	0	0	0	1	5	1	0	0	0	0	7
川上郡	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	3
阿哲郡	0	0	1	0	10	1	1	1	3	1	18
真庭郡	0	0	0	0	7	4	1	1	2	1	16
苫田郡	0	0	1	2	3	5	3	3	3	1	21
勝田郡	0	0	3	1	2	0	1	3	0	0	10
英田郡	0	2	1	2	5	0	0	0	0	0	10
久米郡	0	0	2	0	1	6	1	3	1	0	14
計	1	4	17	35	119	76	62	58	38	30	440

出典）農民運動史研究会編『日本農民運動史』1989年、御茶の水書房、523頁（原資料は、『岡山県累年小作事情調査表』）。

設立の組合製糸の群馬社は全員寄宿舎生活であったが、組合製糸の南三社は全員が自宅よりの通勤兼業の形態をとっていた⁽⁶⁾。交水社も含めた前橋市の製糸工場（60工場）では約2割（17%）が自宅通勤と思われる（1918年）⁽⁷⁾。1927年の群馬県内器械製糸工場は344工場、うち組合製糸工場が178工場、一般営業製糸が県内69工場、県外8工場であった。組合製糸のうち南三社は168工場で全員が通勤兼業形態であったのである⁽⁸⁾。一般営業製糸の工場がどの程度の通勤形態女工を雇用していたのかは不明であるが、全体としてみると、少なくない部分が自宅通勤形態であったと見られるのである。実際、通勤女工の場合は、農繁期には工場を休んでいる⁽⁹⁾。つまり、農業労働との競合関係が想定できるのである。

織物業、特に賃織は少なくとも戦後恐慌前後までは重要な農家副業であり、大栗（1997：第2章）らが指摘するように、小作経営の機会費用を高める要因となった⁽¹⁰⁾。例えば、桐生織物産地に属する山田郡毛里田村は「山田郡ノ東南部ニ位シ、

東ハ渡良瀬川ヲ距テテ栃木県ト境シ、古来機業地ヲ以テ知ラルル足利市トハ僅カー里餘ニシテ、桐生市ト又其距離約二里ニシテ、何レノ農家モ機業トノ関係深ク、其ノ副業トシテハ賃機織ヲ為ス者多ク、最モ多キ時ニハ村内其戸数九百戸ニ及ビ、之レニ使用セル機台数約千二百台ニ達シ」⁽¹¹⁾ており、「大正七八年即チ欧州戦乱ノ影響ニ依ル経済界ノ好況時代ニ於テハ婦女子ノ副業トシ一日約二円内外ノ賃金ヲ得ルニ易ク、一台ノ機台ニシテ年額平均三百円乃至四百円ノ収入ヲ得ルノ状態ナリ（中略）又農業労働者及小作農家ノ子弟ハ競フテ前記機業地工場ニ出稼シタル」（群馬県内務部、1928：p.14）と好況であった。こうした地域では代替的な就業機会があったことから、小作農は地主に土地返還をすることで小作料の引き下げを要求できた。

ところが、このような機会費用の高騰に基づく争議は長くは続かない。昭和5年版の『地方別小作争議概要』には、「農産物価格ノ暴落ト製糸、賃機、其他副業不振トニ依リ収入ノ激減ヲ来シ…

失業者ノ帰農ト各種労役ノ需要減退トニ依ル勞力ノ過剰」により「益々窮迫」という記述があり、不況による生活防衛争議の発生を示唆している。農家内の養蚕部門は、第1次世界大戦後の戦後恐慌や昭和恐慌などにより、1920年代以降は景気変動による繭価暴落の影響を受けた。養蚕以外に主な副業を持たない小作農家は桑園小作料を半減しても支払い困難な状況に陥ることもあり⁽¹²⁾、生活防衛争議の契機となった。製糸業についても同様に、恐慌が組合製糸に深刻な打撃を与えた（江波戸、1969）⁽¹³⁾。

織物業においても、1920年代以降、戦後恐慌（1920年）、関東大震災（1923年）、金融恐慌（1927年）およびそれに続く不況、昭和恐慌（1930年）など、取り巻く環境は悪化する。毛里田村では「大正九年末期ヨリ再び経済界ニ動揺ヲ来シ其ノ不況ニ陥ルヤ糸価及穀価等農産品暴落シ、工業界ニ於テモ各工場ハ一時ニ其ノ事業ヲ縮少シ、工場労働者ヲ解雇スルト共ニ、織賃ノ如キモ一日僅カ三、四十銭ニ低下シ、農家ノ収入ハ一時ニ減少シ、殊ニ之等機業ト関係アル中産階級以下ノ農家経済ヲ困難ナラシメ」⁽¹⁴⁾、小作農が強

気の姿勢を維持することが困難になった。この間、桐生織物同業組合はたびたび一時的な生産制限・生産縮小を決議している⁽¹⁵⁾。また、第1次世界大戦の大戦景気以後の工場化・力織機化の進展が、座繰製糸や賃織の農家副業機会を奪ったという指摘がある（大栗、1997：第2章；丑木、1982a, b）⁽¹⁶⁾。群馬県織物業の力織機化は福井県・石川県などの新興織物産地に比べれば遅れたが、それでも桐生織物同業組合では1927年に力織機率が50%を越え、1930年には83.2%に達した⁽¹⁷⁾。例えば、争議が多発した新田郡強戸村では、1911年段階ではほぼ全戸の619人が織物・賃機に従事していたのが、1930年には50人以下にまで低下した。丑木（1982a, b）は、この理由として、1919年頃からの力織機の導入、1920年以降の戦後恐慌による織賃の下落と織元の倒産を挙げ、これに対処するため1922年を境に織物から養蚕への切り替えが進んだとする⁽¹⁸⁾。しかし、その養蚕も金融恐慌（1927年）、昭和恐慌（1930年）の繭価暴落によって大きな打撃を受け、その結果の副業収入の減少が小作農を生活防衛争議に走らせたことは想像に難くない。

表6 群馬県における目的別小作争議発生件数（1925～40年）

	総件数	小作料			土地返還						その他	不明
		小作料額	小作料支払	小計	滞納	自作	転用・売却	その他	不明	小計		
1925	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
1926	44	21	0	21	11	9	0	2	0	22	0	1
1927	30	13	2	15	3	6	1	5	0	15	0	0
1928	48	10	2	12	11	10	6	5	3	35	1	0
1929	43	13	1	14	10	11	1	2	5	29	0	0
1930	46	6	4	10	13	12	3	8	0	36	0	0
1931	80	14	8	22	34	6	5	9	3	57	0	1
1932	63	6	12	18	27	4	4	8	0	43	2	0
1933	86	3	14	17	27	2	14	10	15	68	1	0
1934	75	16	20	36	9	0	11	2	17	39	0	0
1935	123	5	70	75	3	0	18	7	15	43	2	3
1936	219	4	48	52	68	8	29	15	46	166	1	0
1937	221	1	32	33	70	16	60	14	27	187	1	0
1938	65	0	10	10	14	4	11	9	17	55	0	0
1939	51	3	1	4	10	0	4	12	15	41	6	0
1940	25	4	1	5	2	0	6	0	11	19	1	0
計	1222	122	225	347	312	88	173	108	174	855	15	5

出典）『小作争議台帳』（群馬県立文書館所蔵）。

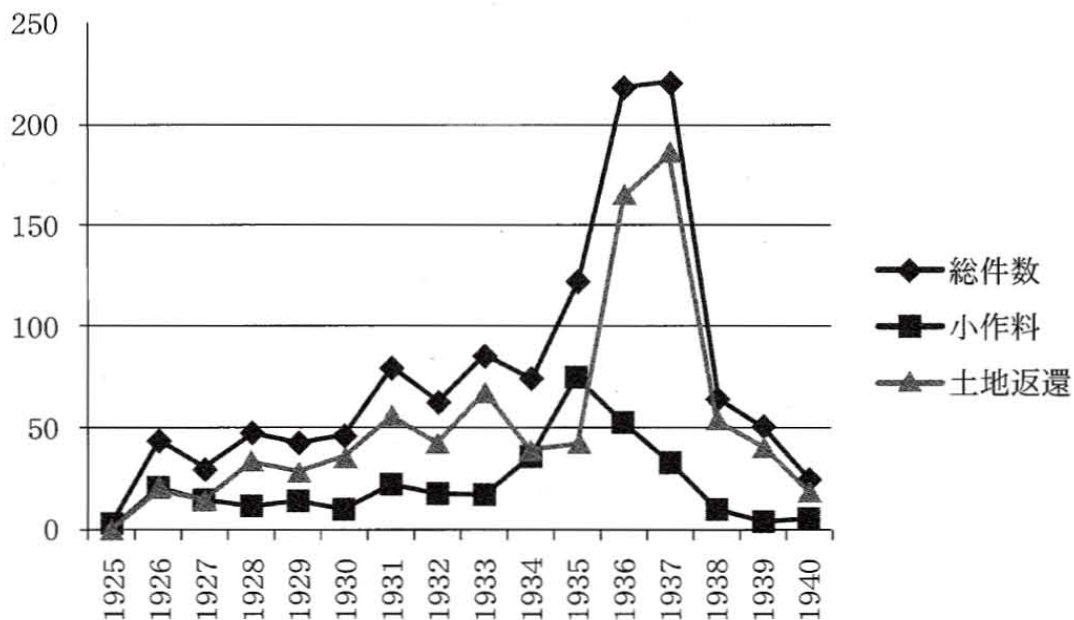
以上のように、全般的に1920年代以降は不況によって養蚕・製糸・織物業を取り巻く経済環境が悪化し、労働市場が縮小した兆しが見られ、農家の副業機会・収入は減少傾向にあったと推測される。このため、機会費用争議の発生は想定しにくく、むしろ生活防衛的な側面を持つ争議が多発したと考えられる。したがって、データが得られた対象期間（1925～40年）では、労働市場の拡大を表す変数と小作争議指数に明確な相関が見られない可能性がある。

群馬県の小作争議の動向を、図1および表6に示す。総件数は、1920年代は50件前後で推移しているが、1930年代に入り60～80件ほどに増加しながら1930年代後半に激増し、1937年に221件でピークを迎える。争議の類型別でみると、ほぼすべての年で土地返還争議の方が小作料争議よりも多く、全体の7～8割程度を占めている。

3.2. 京都府の労働市場と争議概況

群馬県とは異なり、京都府では記述資料や先行研究のいずれにおいても、機会費用の高まりが小作争議の重要な発生要因であるとは必ずしも指摘されてはいない。ただ例外は、丹後縮緬機業地における農商務省農務局『小作参考資料 小作争議ニ関スル調査其ノ二』（1922年、p3）の次の指摘である。「尚ホ丹後地方ニ於テハ著シキ不作ナカリシニ拘ラス与謝郡加悦町付近ニ二、三小争議ヲ見タリシカ、是主トシテ同地方カ丹後縮緬ノ機業地ナルカ為メニ農業労力不足シ、且ツ機業ノ発展ニ伴ヒ農民ノ生活モ向上シ之ト同時ニ農業利益ノ稀小ナルカ為メニ農業ヲ顧ミルモノ少キニ至リシニ起因スルモノナリ」。これは明らかに織物業の好況期の機会費用争議であったと思われるが、ただし、これ以降の与謝郡の小作争議は不作や米価下落を原因とした生活防衛争議となり、機会費用

図1 群馬県の小作争議件数（1925～40年）



の高まりをうかがわせる争議はみられない（『小作争議表』）。

農林省農務局編『地方別小作争議概要』（大正13年、14年、昭和5年、7年、9年版）における京都府の記述によれば、日本農民組合の活動（大正11年版）や旱害（大正13年、14年版）、米価下落（昭和5年、6年版）などが争議の発生要因として指摘されているし、同様のことは『小作争議表』の記述からもうかがえる。また、1934年には、9月21日の第一室戸台風（関西大風水害）被害に

よる減免要求の小作争議（総件数130件）が府下各村で起きている（『京都府農地改革史』、p.100）。

京都府の小作争議概況については以下の通りである。まず、時系列的な動向を図2から把握しておこう。争議件数が1926、1931、1934年に突出しているのは不作による減免争議が多発したからである。京都府の場合は基本的に小作料関係の争議が多数を占め、土地争議は最大でも年23件と少ない（表7）。土地争議の動向を詳しくみると、

1927～31年ごろまで、恐慌を挟んだ時期に数を増やしているが、それは主に自作や転用・売却目的の土地返還の伸びによる。特に転用・売却が一定

の割合を占めることが、都市圏である京都府の土地返還争議の特徴であると言えよう。その一方で、滞納克服のための土地返還は総じて低調である。

図2 京都府の小作争議件数（1926～35年）

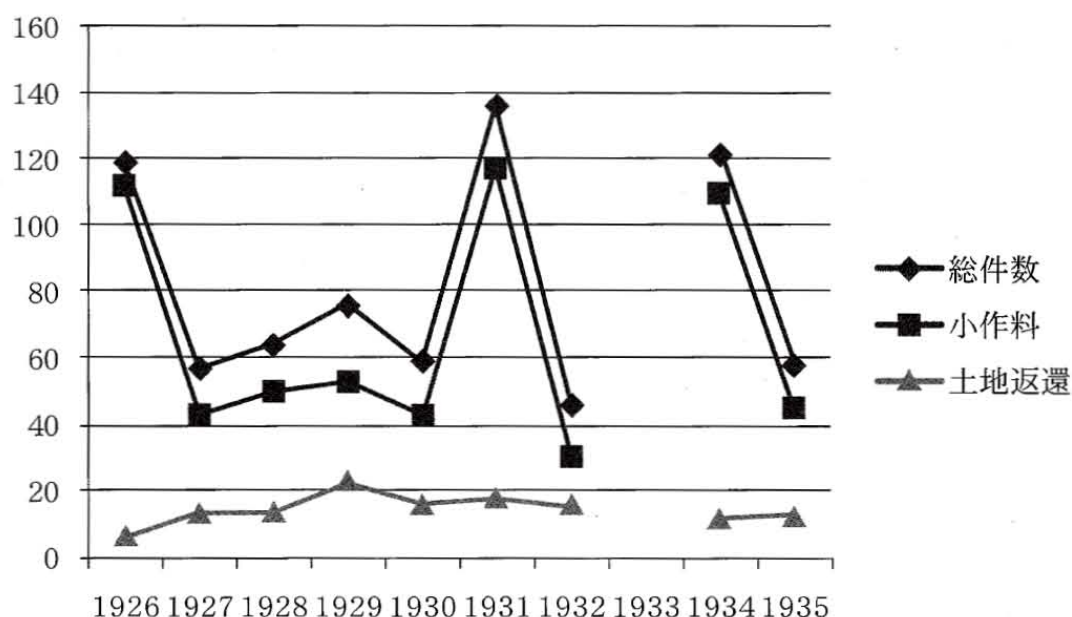


表7 京都府における目的別小作争議発生件数（1926～35年）

	総件数	小作料			土地返還					
		小作料額	小作料支払	小計	滞納	自作	転用・売却	その他	不明	小計
1926	119	112	0	112	3	0	2	0	2	7
1927	57	42	1	43	5	4	4	1	0	14
1928	64	49	1	50	7	2	5	0	0	14
1929	76	51	2	53	3	8	7	5	0	23
1930	59	40	3	43	1	2	6	5	2	16
1931	136	117	1	118	2	6	6	4	0	18
1932	46	30	0	30	3	2	6	4	1	16
1933	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
1934	122	106	4	110	3	0	5	2	2	12
1935	58	44	1	45	1	4	2	3	3	13
計	738	592	13	605	28	28	43	24	10	133

出典『小作争議表』（京都府立総合資料館所蔵）。

注）1933年は原資料がないため、欠けている。

総じて言えば、不作年を除くと、京都府の小作争議は1920年代にかけて次第に増え、1929年の76件をピークに1930年代には減少し、40～50件台で安定したとみられる。次に、地域別の動向であるが、京都府では南桑田郡以南の地域で争議が多発した点に特徴がある。『小作争議表』（表4）で確認で

きる争議件数でいうと、78%は南桑田郡以南で発生していた。そのなかでも特に、南桑田郡、相楽郡、綴喜郡が多かった。これらの地域は、大都市京都市から幾分離れた地域であり、工場なども多くはなく、農家経営と結びついた形での代替的な就業機会がそれほど豊富な地域ではなかった。

4. 推計結果

4.1. 基本推計

機会費用論の骨子は、農外労働機会の拡大が小作経営の機会費用を高め、農家の労働力を農外へとシフトさせ、小作地需要が低下するにつれて小作料減額を要求する機運が高まり、その調整過程における摩擦が争議となるということである。有本・坂根（2008）の府県レベル推計と同様に、ここでは労働市場の拡大が小作争議の発生へと結びついた可能性を2段階で検証する。まず、労働市場の拡大が農業経営に与えた影響を「米作付率」（米作付面積／田耕地面積）を指標に検証する。もし、労働市場の拡大が小作経営の機会費用を高めたならば、それは農業経営に比べて相対的に収益性の高い農外雇用への労働力のシフトを促し、したがって米作付率の低下に表される農業経営の衰退を引き起こしたはずである。続いて、労働市場の拡大と小作争議の発生との関係を「小作争議指数」を指標に検証する。そこで、本稿では次の推計式を推計する：

$$y_{it} = \beta_0 + \beta_1 x_{it} + \beta_2 \delta_i + \beta_3 \delta_t + \varepsilon_{it} \quad (1)$$

ただし、 y_{it} は t 年における郡 i の「米作付率」、または「小作争議指数」、 x_{it} は労働市場の拡大を表す「非農家率」と「兼業農家率」、 δ_i と δ_t はそれぞれ郡固定効果、年次固定効果であり、 ε_{it} は誤差項である。

労働市場の拡大と米作付率の関係に関する郡固定効果推計の結果を表8に示す。群馬県は、米作付面積の数値が得られないため、推計できなかった。表8の奇数列の推計は年次固定効果を含まないが、偶数列の推計は説明変数に年次ダミーが加わっているため、各年固有の効果（例えば、低米価など）は取り除かれている。推計結果をみると、京都府および岡山県の一部の推計で非農家率と米作付率の間に有意な負の相関が検出された。したがって、農外労働市場が拡大し、非農家率が高まるにつれて、農業への労働投入が減少している可能性が示唆される。しかしながら、京都府の一部の推計では兼業農家率の係数が正で有意となり、逆に兼業農家の増加は米作付率を高めることを示唆するという結果になっている。いずれにせよ、全体的には府県レベル推計の結果とは異なり、非農家率・兼業農家率と米作付率の間に、有意で明瞭な相関関係は確認できなかった。

続いて、労働市場の拡大と小作争議の発生についての推計結果をみてみよう（表9）。被説明変数は、小作・自小作1,000戸当たりの争議件数である「小作争議指数」である。表8と同様に、偶数列の推計は説明変数に年次固定効果を含んでいる。府県レベル推計では、米価・繭価を説明変数に追加したが、今回の郡レベル推計では一部これらのデータが得られないため、代わりに年次ダミーでコントロールする。

全体的には、対象とした4府県でそれぞれ係数

表8 労働市場の拡大と米作付率との関係に関する固定効果推計

	府県	岐阜	岐阜	京都	京都	岡山	岡山
	期間	1918～27	1918～27	1926～35	1926～35	1918～27	1918～27
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
非農家率		-0.408 (0.268)	-0.124 (0.321)	-0.184 (0.090) **	-0.252 (0.082) ***	-0.424 (0.053) ***	-0.038 (0.072)
兼業農家率		-0.160 (0.355)	-0.094 (0.366)	0.040 (0.086)	0.152 (0.082) *	-0.040 (0.035)	-0.053 (0.043)
定数項		1.140 (0.109) ***	1.046 (0.123) ***	1.017 (0.048) ***	1.004 (0.044) ***	1.120 (0.020) ***	1.015 (0.025) ***
観察数		200	200	188	188	190	190
郡固定効果		有	有	有	有	有	有
年次固定効果		無	有	無	有	無	有

括弧内は標準誤差。*、**、***はそれぞれ10%、5%、1%水準で有意。

被説明変数は「米作付率」（米作付面積／田耕地面積）。京都府は、1933年を欠く。

表9 労働市場の拡大と小作争議との関係に関する固定効果推計

府県	岐阜	岐阜	群馬	群馬	京都	京都	岡山	岡山
期間	1918～27	1918～27	1925～40	1925～40	1926～35	1926～35	1918～27	1918～27
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
米反収	-2.206 (0.596) ***	-0.583 (0.904)	0.470 (0.192) **	0.158 (0.308)	-1.355 (0.807) *	-1.265 (0.927)	0.168 (0.163)	0.182 (0.235)
非農家率	3.178 (5.916)	-9.559 (5.996)	-6.215 (2.016) ***	-6.782 (1.599) ***	7.897 (3.728) **	8.698 (3.533) **	-1.131 (1.570)	0.007 (2.125)
兼業農家率	1.174 (7.703)	-3.722 (6.849)	-6.605 (1.103) ***	-0.386 (1.024)	-8.390 (3.425) **	-7.077 (3.374) **	-4.939 (1.063) ***	0.115 (1.267)
定数項	4.418 (2.480) *	4.787 (2.971)	4.381 (0.971) ***	2.859 (0.882) ***	2.412 (2.164)	0.381 (2.150)	1.722 (0.672) **	-0.341 (0.842)
観察数	200	200	204	204	188	188	190	190
郡固定効果	有	有	有	有	有	有	有	有
年次固定効果	無	有	無	有	無	有	無	有

括弧内は標準誤差。*、**、***はそれぞれ10%、5%、1%水準で有意。

被説明変数は「小作争議指数」（小作・自小作1000戸当たり小作争議件数）。京都府は、1933年を欠く。

の符号や有意性が異なり、地域差を反映する結果となっている。岐阜県では一部、米反収が負で有意であり、不作が争議の一因であったことを示唆しているが、年次固定効果を加えると有意性は消えている。全体的には説明変数と争議指数の間に、明瞭な相関関係は確認できない。群馬県については、非農家率の係数が負で有意、すなわち、非農家率が上昇すると争議が減るという関係になっており、農外労働市場の拡大、つまり非農家率の上昇が争議を引き起こすとする機会費用論とは相反する結果となった。京都府では、機会費用論と整合的に、非農家率と争議指数の間に正で有意な相関があるものの、兼業農家率については逆に負の相関が検出された。岡山県については、年次固定効果を含めると、有意な相関は得られなかった。

以上のように、岐阜、群馬、京都、岡山の4府県において郡レベルのデータを用いて、機会費用論の検証を行ったところ、これを裏付ける明瞭な相関関係は確認できなかった。この理由のひとつとしては、特に群馬県と京都府における対象時期の問題が指摘できる。つまり、機会費用論は、農外雇用が農業経営に対して相対的に有利となる、第一次大戦後から1920年代前半にかけて想定し得るが、群馬県と京都府についてはデータが得られるのがその後の1920年代後半以降に限られるのである。前述したとおり、1920年代後半については、

不況や農産物価格の下落などにより、小作経営の機会費用の高騰に基づく争議よりは、小作農家が所得を維持するために小作料減額を懇願したり、耕作権を維持しようとしたりする、生活防衛的な争議へと性格を変えていくこととなる。このため、労働市場の拡大を表す非農家率・兼業農家率と小作争議指数の間の相関関係は、1920年代前半よりは弱まっていると考えられる。こうした問題のない岐阜県と岡山県について、なぜ機会費用論を裏付ける相関関係が見出されないかは、それぞれ郡ごとの労働市場の動向や個別の争議の詳細に立ち入って詳細に検討する必要があるが、今後の課題としたい。

4.2. 群馬県および京都府の争議類型別推計

群馬県および京都府では個別の争議の詳細がある程度判明するため、目的・要求に応じた争議の類型が可能である。小作争議件数のなかには、生活防衛的な理由で発生した争議も含まれ、これは労働市場の拡大とは明確な相関関係を持つことは考えにくい。むしろ、農産物価格の低下に喘ぐ農業部門の所得減少を補完する副業部門が発達しているほど、生活防衛争議の発生は抑制される。つまり、機会費用争議については、農外労働市場の拡大が争議件数と正の相関を持つと予想されるに対して、生活防衛争議については負の相関が予想

される。したがって、できることならば機会費用争議だけを取り出して争議件数を数え、被説明変数とすべきである。ただし、前述したとおり、争議の要求と真意が一致していない可能性があり、また同じ小作料減額を目的とする争議であっても、段階に応じて単なる小作料額を巡る争議から滞納を巡る争議、滞納小作料の支払いを求めた土地返還と、争議の性質も変化する。このため、例えば目的・要求によって争議を類型化したとしても、機会費用争議を抜き出すことは容易ではない。ここでは、次善の策として、小作料関係の争議

(小作料額と小作料支払いを巡る争議)と土地返還争議を分けて、推計を行うことにした。

表10の推計結果によれば、パネルAの群馬県を対象とした結果では、引き続き、非農家率が小作料、土地返還にかかわらず争議と負の相関を持っている。非農家率の上昇として表れる労働市場の拡大は、小作争議を引き起こすよりはむしろそれを抑制していた可能性がある。一方、兼業農家率については、小作料関係の争議を対象とした(4)の推計式において正で有意な相関が確認された。米反収は、年次固定効果を含めた推計では有意な

表10 労働市場の拡大と類型別小作争議との関係に関する固定効果推計

A. 群馬県						
期間	1925～40	1925～40	1925～40	1925～40	1925～40	1925～40
争議	全争議	全争議	小作料	小作料	土地返還	土地返還
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
米反収	0.470 (0.192) **	0.158 (0.308)	-0.184 (0.083) **	0.052 (0.150)	0.646 (0.153) ***	0.092 (0.255)
非農家率	-6.215 (2.016) ***	-6.782 (1.599) ***	-1.584 (0.865) *	-2.031 (0.777) ***	-4.612 (1.606) ***	-4.648 (1.321) ***
兼業農家率	-6.605 (1.103) ***	-0.386 (1.024)	-0.737 (0.473)	0.954 (0.498) *	-5.828 (0.878) ***	-1.355 (0.846)
定数項	4.381 (0.971) ***	2.859 (0.882) ***	1.485 (0.417) ***	0.562 (0.429)	2.878 (0.773) ***	2.279 (0.729) ***
観察数	204	204	204	204	204	204
郡固定効果	有	有	有	有	有	有
年次固定効果	無	有	無	有	無	有
B. 京都府						
期間	1926～35	1926～35	1926～35	1926～35	1926～35	1926～35
争議	全争議	全争議	小作料	小作料	土地返還	土地返還
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
米反収	-1.355 (0.807) *	-1.265 (0.927)	-2.762 (1.004) ***	-1.905 (1.140) *	-1.705 (1.571)	-1.427 (1.961)
非農家率	7.897 (3.728) **	8.698 (3.533) **	7.412 (4.640)	6.902 (4.344)	6.036 (7.256)	5.161 (7.472)
兼業農家率	-8.390 (3.425) **	-7.077 (3.374) **	3.800 (4.263)	6.783 (4.149)	16.136 (6.668) **	17.390 (7.136) **
定数項	2.412 (2.164)	0.381 (2.150)	2.294 (2.694)	-1.412 (2.644)	-2.750 (4.213)	-4.183 (4.547)
観察数	188	188	188	188	188	188
郡固定効果	有	有	有	有	有	有
年次固定効果	無	有	無	有	無	有

C. 京都府（農業賃金）

期間	1926～35	1926～35	1926～35	1926～35	1926～35	1926～35
争議	全争議	全争議	小作料	小作料	土地返還	土地返還
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
米反収	-1.522 (0.817) *	-1.220 (0.926)	-1.679 (0.686) **	-1.132 (0.745)	0.407 (0.312)	0.096 (0.382)
非農家率	7.849 (3.732) **	7.872 (3.562) **	5.512 (3.132) *	5.336 (2.866) *	2.512 (1.424) *	2.619 (1.468) *
兼業農家率	-7.990 (3.529) **	-4.922 (3.513)	-5.694 (2.962) *	-2.491 (2.827)	-4.011 (1.347) ***	-3.913 (1.448) ***
農業賃金（農繁期）	2.281 (1.596)	2.240 (1.608)	1.933 (1.339)	2.212 (1.294) *	1.301 (0.609) **	1.134 (0.663) *
農業賃金（農閑期）	-1.875 (2.015)	-0.694 (2.032)	-2.636 (1.691)	-1.718 (1.635)	-1.002 (0.769)	-0.708 (0.837)
定数項	1.342 (2.331)	-2.639 (2.901)	3.356 (1.956) *	-1.174 (2.334)	-1.544 (0.890) *	-1.372 (1.195)
観察数	187	187	187	187	187	187
郡固定効果	有	有	有	有	有	有
年次固定効果	無	有	無	有	無	有

括弧内は標準誤差。*、**、***はそれぞれ10%、5%、1%水準で有意。

被説明変数は「小作争議指数」（小作・自作小作1000戸当たり小作争議件数）。京都府は、1933年を欠く。

相関を得られなかった。パネルBの京都府については、米反収が負で有意であり、不作為争議要因となったことが確認できる。土地返還争議を被説明変数とした推計においては、兼業農家率が正で有意な結果が得られているが、都市化による転用を反映しているのかもしれない。

京都府については、京都府農会『農事統計書』各年版より、郡ごとに農繁期・農閑期別の農業日雇賃金が得られる。労働市場が競争的に機能しているとすれば、農業日雇賃金は農外労働市場の動向を反映しているはずである。「農業賃金」を説明変数に加えたパネルCの推計結果からは、パネルBの結果と同様に、非農家率の上昇が争議と正の相関を持つ一方で、兼業農家率の増加は負の相関を持つという関係は頑健であることが確認できる。一方、農業賃金については、農繁期の係数が正で有意となっており、農外労働市場の拡大が農繁期農業日雇賃金を上昇させ、農業の相対的な不利化が争議に至らしめた可能性が示唆される。農閑期賃金については統計的に有意な相関は確認できなかった。

5. おわりに

本稿の推計では、府県レベルデータを用いて同様の推計を行った有本・坂根（2008）とは異なり、機会費用論と整合的な頑健な結果は得られなかった。府県レベルよりも分析単位の細かい郡レベルのデータを用いた本稿でのこのような結果は、機会費用論の全国一様の妥当性に疑問を残すと言える。

このような結果となった理由のひとつには、特に群馬県と京都府について前述したとおり、機会費用争議が想定できる第一次大戦後から1920年代前半にかかる時期を、データの制約から対象期間として捉えることができなかったことが挙げられる。実際、これら2府県において捉えることができた1920年代後半以後は、不況や農産物価格の下落に伴う生活防衛的な争議が多数を占めた可能性が記述資料からも読み取れる。一部の推計では、非農家率や兼業農家率と争議指数の間に負の相関が確認されたが、ひとつの解釈としては農外の副業収入によって生活防衛争議が抑制されたことが考えられる。

一方、1920年代前半の時期を捉えた岐阜県と岡

山県について、機会費用説と整合的な結果が得られなかったことについては、郡ごとの労働市場と争議の動向を詳細に検討して、場合によっては争議の発生要因となった重要な要因を説明変数として加える必要があるかもしれない。これは今後の課題としたい。

(謝辞)

本稿の作成にあたり、京都府立総合資料館ならびに群馬県立文書館には資料閲覧に際してお世話になった。また、橋野知子氏には桐生織物業についてご教示を賜った。記して感謝したい。

なお、本研究は科研費(特別研究員奨励費:18-10041)の助成を受けたものである(有本)。

(注)

- (1) 分析対象の期間内(1926~35年)では、郡を超えた市町村の編入が2度ある。1929年には、紀伊郡から伏見町が独立して伏見市となった。また1931年には、伏見市、紀伊郡のすべての市町村、および愛宕・葛野・宇治郡の一部が京都市に編入された。
- (2) ただし、座繰製糸については第1次大戦後にはほぼ衰退して、器械製糸に移行している。
- (3) この点は、すでに古庄(1963)、大栗(1997:第2章)らによって指摘されている。大栗(1997:第2章)は、(1)両毛地域では機業を中心とした農外労働市場が展開し、1920年代を中心に自家評価労働による争議が発生した。しかし、それ以外では労働市場が未展開であり、争議発生に地域間の格差がみられた。(2)1920年代後半に入ると機業の不況と工場生産化によって農外労働市場が収縮し、小作攻勢的争議の終息をもたらした。また、農業所得で家計費を充足する必要性から小作地獲得の土地を巡る争議が増えるようになった。(3)両毛地域以外では農外労働市場が未展開で、温情的地主・小作関係があり、自家労働評価に基づく争議は起こりにくかった。以上を指摘している。
- (4) 藤野正三郎・藤野志朗・小野旭(1979:第2部第2章)。
- (5) 『群馬県史』通史編8、p.516, p.518。
- (6) 『群馬県史』通史編8、p.550, p.560。
- (7) 『群馬県史』通史編8、p.522。
- (8) 『群馬県史』通史編8、p.531。
- (9) 『前橋市史』第5巻、p.1615。
- (10) 織物業と農業の労働力の競合は、織物の月別生産額の季節的な変動からも示唆される(橋野(1997:注38)など)。こうした競合関係は記述資料からも確認できる。1927年の桐生織物では「市況幾分鈍状を呈するに至り、到来不振の商状打続き取引漸減歩調を辿りしが、時恰も農繁期に際し、生産は自然調節」され、1929年では「加之時恰も養蚕期にありたるを

以て、生産は大に減じ」た(『桐生織物史』続巻、p.166, 169.)。また、伊勢崎織物では、『伊勢崎織物同業組合史』において「織物生産大勢」として、「問屋側が農繁期生産通減を見越して買い進みたる」(1917年)、「冬物に於ては、夏物戦の後を受け、且つ農繁期に際して生産薄なりし結果…」(1919年)、「農繁期に際し生産は益々減少せり」(1920年)(以上、伊勢崎織物同業組合(1931)『伊勢崎織物同業組合史』、p.398, p.401, p.402.)などの記述が農業との競合を顕著に示している。

- (11) 群馬県内務部(1928)『毛里田村小作料査定争議ト組合運動ノ実情』、p.14。
- (12) 農林省蠶絲局(1934)『繭糸価低落ノ養蚕農民ニ及ボシタル影響』、p.21。
- (13) ただし、製糸業においても恐慌・不況が労働市場を縮小させたかと言えば、そうとも言い切れないかもしれない。明治から昭和の初期にかけて、前橋市の製糸工場は一貫して労働力の約半数を新潟県などの県外に依存していた。この事実の解釈としては、前橋市周辺で必要な労働力を調達できなかったということであり、そこでの労働供給が飽和状態にあったという可能性が第一に指摘できる。少なくとも1920年代前半においては、前橋市・高崎市の賃金は高止まりしており、労働市場は比較的タイトであった(橋野、2005、図1-8.)。
- (14) 群馬県内務部(1928)『毛里田村小作料査定争議ト組合運動ノ実情』、p.14~15。
- (15) 『桐生織物史』続巻、p.319~384。
- (16) 桐生織物地帯では、戦後恐慌後の伝統的な絹織物から人絹織物への転換が力織機化の契機となった(亀田、2003)。他に、大正期桐生織物業の工場化・力織機化については橋野(1997)。
- (17) 『桐生織物史』続巻、p.779。力織機化の背景には不況による人絹織物への転換、工場化、電力供給、技術の伝授などがある(橋野、1997)。
- (18) 丑木(1982a)、p.44~45; 丑木(1982b)、p.30。とはいえ、工場化・力織機化は座繰製糸や賃織を衰退させたものの、必ずしも農家副業機会の喪失をもたらしたわけではなかった。賃織主が工場で職工(「反織り」「反織工」としてそのまま雇用される場合が多かった。1920年代の工場化・力織機化のなかで、賃織や年季奉公人から「反織り」への移行が進み、賃織や年季奉公人の減少と男子職工の増加が見られた(『群馬県史』通史編8、p.574、橋野(2005)、p.54, p.68.)。なお、伊勢崎織物、館林織物については、機械生産に不向きであったため、力織機率は昭和に入ってもそれぞれ13.8%(1928年)、2.8%(1930年)と低率に留まっており(『伊勢崎織物同業組合史』、p.90; 糸価安定施設組合(1938)『両毛機業の現勢と機構の発展』、p.104.)、賃織が主力であった。

参考文献

- 有本寛・坂根嘉弘（2008）「小作争議の府県パ
ネルデータ分析——1915～29年日本の労働市
場と農業再編——」『社会経済史学』第73巻
5号
- 栗原百寿（1949）「農業危機の成立と発展」『日
本帝国主義講座』白日書院（『栗原百寿著作
集第三巻 農業危機と農業恐慌』校倉書房、
1976として復刻）
- 暉峻衆三（1970）『日本農業問題の展開』上、
東京大学出版会
- 古庄正（1963）「農村工業地帯における小作争
議の特質」『駒沢大学商学会研究論集』第4
号
- 大栗行昭（1997）『日本地主制の展開と構造』
御茶の水書房
- 坂根嘉弘（1990）『農民的小商品生産』概念に
ついて』『歴史学研究』第608号
- 品部義博（1979）「小作調停にみる土地返還争
議の諸相」『土地制度史学』第84号
- 藤野正三郎・藤野志朗・小野旭（1979）『長期
経済統計11 繊維工業』東洋経済新報社
- 群馬県史編さん委員会編（1989）『群馬県史』通
史編8
- 前橋市史編さん委員会編（1984）『前橋市史』
第5巻
- 農商務省農務局（1922）『小作参考資料 小作
争議ニ関スル調査其ノ二』
- 農林省農務局（各年）『地方別小作争議概要』
- 桐生織物史続巻刊行委員会（1964）『桐生織物史』
続巻
- 伊勢崎織物同業組合（1931）『伊勢崎織物同業
組合史』
- 群馬県内務部（1928）『毛里田村小作料査定争
議ト組合運動ノ実情』
- 農林省蠶絲局（1934）『繭糸価低落ノ養蚕農民
ニ及ボシタル影響』
- 江波戸昭（1969）『蚕糸業地域の経済地理学的
研究』古今書院
- 橋野知子（1997）「力織機化＝工場化か——
1910年代桐生織物業における生産組織と技術
選択——」『社会経済史学』第63巻4号
- 橋野知子（2005）「問屋制から工場制へ——戦
間期日本の織物業」岡崎哲二編『生産組織の

- 経済史』東京大学出版会
- 亀田光三（2003）「両大戦間期における桐生織
物業——問屋制・工場制・人絹織物——」
『ぐんま史料研究』第21号
- 丑木幸男（1982a）「強戸村小作争議とその基盤
（上）」『群馬県史研究』第15号
- 丑木幸男（1982b）「強戸村小作争議とその基盤
（下）」『群馬県史研究』第16号
- 糸価安定施設組合（1938）『両毛機業の現勢と
機構の発展』
- 京都府農地改革史編纂委員会編（1980）『京都
府農地改革史』
- 京都府内務部『小作争議表』（京都府立総合資
料館所蔵）
- 岐阜県小作官室（執筆三島英二郎）『岐阜県
に於ける農民運動史』1932年12月（岐阜県図
書館所蔵）
- 農民運動史研究会編『日本農民運動史』1989年、
御茶の水書房